

令和3年度若狭町職員採用候補者試験実施要項

令和3年度若狭町一般職の採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和3年7月1日

若 狭 町

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試験職種		採用予定人員	職務内容
事務	高校卒業枠	1名	町長部局、教育委員会部局等の各課及び出先機関における一般行政事務に従事
	一般枠	若干名	
保育士		若干名	保育所（園）、子育て支援センターにおける保育業務に従事
社会福祉士		若干名	児童、高齢者、障害者への相談支援や生活保護に関する業務等に従事
土木		若干名	土木の専門知識・技術を要する業務等に従事

2 受験資格

試験職種		資格・免許等	年齢要件
事務	高校卒業卒	必要なし	平成12年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた者 但し、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び専門学校（専門課程を置く専修学校）の修業年限2年以上の専門課程を卒業した者並びに卒業予定日までにこれらの学校を卒業見込みの者を除きます。
	一般卒	必要なし	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者
保育士		保育士資格取得者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者
社会福祉士		社会福祉士資格取得者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者	昭和62年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた者
土木		学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、専門学校（専門課程を置く専修学校）及び高等学校の土木に関する専門課程を卒業（修了）した者又はこれを専攻して令和4年3月31日までに卒業（修了）見込みの者	昭和62年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた者

但し、次の各号のいずれかに該当する者（地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者）は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 若狭町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

採用候補者試験は、第1次試験と第1次試験合格者に対して行う第2次試験があります。なお、第1次試験は、福井県町村職員統一採用候補者試験実施委員会に委託して他の県内各町の職員採用候補者試験と同時に行います。

4 試験の日時及び場所

区分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和3年9月19日(日) 8時45分～12時20分	福井県立若狭高等学校 〔小浜市千種1丁目6-13〕

* 試験当日、学校敷地内への自家用車の乗り入れはできません。

また、学校付近にも駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください（上履きを持参してください）。

* 受験に際して、車いす等の個別対応が必要な方は、試験申込みの時に必ず申し出てください。

* 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、試験会場が変更となる場合があります。

区 分	試験日時	試験会場
第 2 次 試 験	令和 3 年 1 0 月 2 4 日 (日) 2 5 日 (月) 詳細は、第 1 次 試 験 合 格 者 に 通 知 し ま す。	若狭町役場三方庁舎及び 若狭町役場における職場 〔三方上中郡若狭町中央1-1〕

* 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、第 2 次試験の適正考査のみを中止する場合があります。

5 試験の方法

区分	方 法	内 容
第1次試験	適性検査(40分) ① 職場適応性検査 ② 性格特性検査	①職業生活への適応性について、職務や対人関係面での性格特性をみるもの ②公務員に求められる資質について、性格特性をみるもの
	教養試験(120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問うもの (五肢択一式・各職種共通)
第2次試験	口述試験(10分程度)	受験者の職務遂行能力等について、面接等による試験を行う。
	作文試験(120分)	課題に対する論理的思考力、表現力等について記述式による筆記試験を行う。
	適正考査 口述・作文試験とは別日に行います。但し、高校生については、口述・作文試験日と同日に行います。	公務員として、職務遂行上必要な素質及び適性を有するかどうかについて、町が指定する1日に、実際の職場で職務経験を行い、適正を検査する。
その他	面接カードの提出	第1次試験合格者に対し、口述試験の際に利用するため、面接カードの提出を求める。
	受験資格の確認	第1次試験合格者に対し、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否その他について確認する。

6 合格者の発表

区 分	発表時期	方 法
第 1 次試験	令和 3 年 1 0 月中旬	合格者の受験番号を役場前掲示板及び若狭町のホームページに掲載するほか、それぞれの受験者全員に結果を通知する。
第 2 次試験	令和 3 年 1 1 月中旬	

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、7月1日（木）以降、若狭町役場で交付します。

郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と「試験職種」を朱書きするとともに、宛先を明記し210円切手を貼った「返信用封筒（A4サイズの大きさが入るもの）」を必ず同封してください。

電話やメールでの申込用紙の請求はできません。

請求先：若狭町役場総務課

〒919-1393 三方上中郡若狭町中央1-1

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、本人の写真（上半身脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cmで、申込前6か月以内に撮影したものに限り。）を所定の位置に貼り付け、若狭町役場総務課に提出してください。

(3) 受付期間

令和3年7月15日（木）から8月5日（木）までです。但し、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書」と「試験職種」を朱書きして、必ず書留郵便でお願いします。消印が8月5日（木）までのものに限り受け付けます。8月3日（火）以降の

郵送は、速達書留にしてください。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、若狭町職員として採用される資格を持つことになります。
- (2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うこととなりますが、内定者については、令和4年4月1日が採用予定日となります。

9 給与

令和3年4月1日現在の給与は、次のとおりです。

区 分	初任給	諸手当
高校卒	150,600円	扶養手当、住居手当、 通勤手当、期末・勤勉手当 等が支給されます。
短大卒	160,100円	
大学卒	171,700円	

なお、職歴などがある人については、上記初任給額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

10 その他

- (1) この試験は、若狭町一般職の職員の採用試験であって、国家公務員、教育公務員、都道府県及び他の市町村に勤務する地方公務員の職員採用試験ではありませんから注意してください。
- (2) 本試験の第1次試験は、福井県町村職員統一採用候補者試験実施委員会に委託して、県内各町の採用試験と同時に行うこととなりますから、他の県内各町の採用試験と併せて申し込むことはできません。

〔問合せ〕

若狭町総務課(担当：原田)

TEL(直通) 0770-45-9109

〒919-1393 三方上中郡若狭町中央1-1